

ぶらっとうち実施要領

2006年4月1日版

(目的)

第1条 ぶらっとうちは、高知を良くしていこうとする人たちが、互いに知恵を持ち寄り、本音で議論を交わしながら、活力ある地域づくりを参加者相互の協働によって考え、実行していく場づくりを目的とする。

(ぶらっとうちの構成)

第2条 ぶらっとうちは、官民あるいは民間同士、行政同士など、様々なかたちの協働を成すために、バーチャル(電子会議室)とリアル(現実の会合や地域での実践的な活動)双方の形態をもとに構成される。

(参加)

第3条 ぶらっとうちは、高知県に在住する人、または高知県に関心のある人誰もが自由に参加することができる。

2 参加者は、ぶらっとうちに掲げられたルールを守りながら、互いに議論を深めていく。

(運営)

第4条 ぶらっとうちの運営は、参加者相互の協働により行う。

2 ぶらっとうちの円滑な運営を行うため、ぶらっとうち運営会議(以下、運営会議という。)を設置する。運営会議の設置運営に関する事項は別に定める。

(事務局)

第5条 ぶらっとうちの事務局は、高知県県政情報課に置く。

2 事務局は運営会議の承認を受けた者で構成する。

3 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1)ぶらっとうちの運営に必要な連絡・調整。
- (2)ぶらっとうちへの参加に関すること。
- (3)ぶらっとうちの活動状況に関する整理・報告。
- (4)その他、ぶらっとうち全体にかかる事務。

(個人情報保護)

第6条 ぶらっとうちの取り組みに当たっての個人情報の収集、利用及び管理等に関する取り扱いについては、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)を遵守する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、ぶらっとうちの運営に関し必要な規則、ルール等は運営会議において協議し、定める。

(附 則)

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

改正履歴

2003年8月20日 制定

2006年4月1日 一部改正